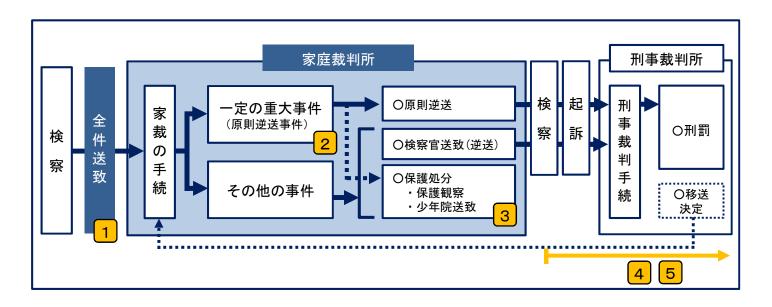
特定少年に関する手続・処分の概要等



1 家庭裁判所への全件送致

〇 検察官は、特定少年の事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるときは、事件 を家庭裁判所に送致しなければならない。 【少年法第42条】

2 原則逆送事件の拡大

〇 特定少年については、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」に加え、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」を原則逆送の対象とする。 【改正後の少年法第62条】

3 家庭裁判所の保護処分

- 〇 特定少年に対する家庭裁判所の保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行う。 【改正後の少年法第64条】
- 〇「ぐ犯」は対象から除外する。

【改正後の少年法第65条第1項】

4 刑事事件の特例

〇 特定少年に係る事件について、検察官送致(逆送)後は、刑事事件に関する特例は原則 として適用しない。 【改正後の少年法第67条】

(適用しない特例)

・ 不定期刑 (少年法第52条)・ 労役場留置の禁止 (少年法第54条)

・ 資格制限の緩和 (少年法第60条) など

5 推知報道の制限

○ 特定少年のとき犯した罪により、公判請求された場合には、推知報道の禁止を解除する。 【改正後の少年法第68条】